

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年2月1日
【会社名】	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社
【英訳名】	NTT LEASING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇田 好文
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5445-5400 (代表)
【事務連絡者氏名】	企画部担当課長 西川 傑
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5445-5511
【事務連絡者氏名】	企画部担当課長 西川 傑
【縦覧に供する場所】	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号) エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 東海支店 (愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号)

1 【提出理由】

当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパンは平成17年4月1日をもって合併する事に関して合意に達したことに伴い、平成17年2月1日に合併契約書を締結しましたので、合併に伴う新株式の発行及び合併に係る臨時報告書を、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び第7号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

I 第2号該当（合併に伴う新株式の発行）

(1) 株式の種類

普通株式

(2) 発行数

100株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格は、合併期日である平成17年4月1日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパンに現存する純資産額を、上記(2)の発行数で除した金額となります。

資本組入額は、1株当たり金0円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額は、合併期日である平成17年4月1日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパンに現存する純資産額となります。

資本組入額の総額は金0円

(5) 発行方法

株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパンの株式1株に対して、当社の株式0.05株を割当交付します。

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

該当事項はありません。

(7) 新規発行年月日

平成17年4月1日

(8) 当該株式を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項はありません。

(9) 提出日現在の提出会社の資本の額及び発行済株式総数

資本の額 6,773,500,000円

発行済株式総数 35,700株

II 第7号の2該当（合併）

(1) 当該合併の相手会社

- ① 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパン
- ② 住所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
- ③ 代表者の氏名 代表取締役社長 岡田 顯彦
- ④ 資本金 100百万円（平成16年9月30日現在）
- ⑤ 事業の内容
 - 1. 日本電信電話株式会社との関連会社に対する金銭の貸付業務
 - 2. 有価証券の保有及び運用業務

(2) 当該合併の目的

N T Tグループにおけるグループファイナンス機能の効率化を図るため。

(3) 当該合併の方法及び合併契約の内容

① 合併の方法

当社を存続会社とし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパンを解散会社とします。

② 合併契約の内容

合併契約書の内容は、次の通りであります。

合併契約書

エヌ・ティ・ティ・リース株式会社（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパン（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（合併に際する新株式の発行および割当）

第2条 甲は、合併に際して普通株式100株を発行し、合併期日現在の乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式0.05株の割合をもって割当交付する。

（増加すべき資本金および資本準備金）

第3条 甲が合併により増加すべき資本金の額および資本準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

資本金の増加は、これを行わない。

(2) 資本準備金の額

資本準備金の額は、合併差益の額とする。

（合併承認総会）

第4条 乙は平成17年2月16日に株主総会を開催し、本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

2 甲は、商法第413条ノ3第1項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併期日）

第5条 合併期日は、平成17年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、平成16年9月30日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日までの増減を加除した資産、負債およびその他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲および乙は、本契約締結後合併期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、かつ、一切の財産の管理、運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議してこれを実行する。

（合併前に就職した甲の取締役および監査役の任期）

第8条 甲の取締役および監査役であって、合併前に就職した者の任期は、甲の定款第24条および第35条の定めにしたがって取り扱うものとする。

(乙の役員の退任)

第9条 乙の取締役および監査役は、合併期日をもって全員退任する。

- 2 前項の場合の退職慰労金については、甲乙別途協議するものとし、乙の合併承認株主総会の承認を得て支給するものとする。

(合併条件の変更、契約の解除)

第10条 本契約の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第11条 本契約は、第4条に定める乙の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成17年2月1日

(甲) 東京都港区芝浦一丁目2番1号
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社
代表取締役社長 宇田 好文

(乙) 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ファイナンス・ジャパン
代表取締役社長 岡田 顯彦

以 上